

共同生活援助

ふあみーゆ

重要事項説明書

社会福祉法人 幸

共同生活援助 ふぁみーゆ 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

社会福祉法人幸は、入居者に対して共同生活援助を提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 幸
法人所在地	兵庫県姫路市大津区吉美780番地
代表者氏名	理事長 金治 ゆかり
電話番号	079-274-7530
FAX番号	079-274-7531
認可年月日／認可番号	平成15年6月1日/2874002252
ホームページ	http://www.sachi-himeji.com

2. 事業の目的と運営の方針

種類	共同生活援助(事業所番号 2824000133)
目的	入居者に対し共同生活を送る住居において家事等の日常生活上の支援や食事や入浴、排泄等の介護を提供します。
名称	ふぁみーゆ
管理者名	藤本 豊久
サービス管理責任者名	重本 沙優吏
所在地	兵庫県姫路市大津区吉美771-6番地
主たる対象者	知的障害者
運営方針	別紙・社会福祉法人 幸 ふぁみーゆ運営規程による
電話番号/FAX番号	079-272-8277
開設年月日	平成24年3月15日
入居定員	5人

3. ふぁみーゆの概要

構造	木造2階建		
延床面積	163.98	m ²	

(2) 主な設備 1階

設備の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
世話人室	1	15.05m ²		
キッチン	1	8.91m ²		
リビング	1	19.35m ²		
洗面・浴室	1	7.95m ²		
トイレ	1	3.22m ²		
居室	1	9.94m ²	9.94m ²	
その他		24.04m ²		
1階合計		88.46m ²		

(3) 主な設備 2階

設備の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
居室	4	47.76m ²	11.94m ²	
物置	1	2.21m ²		
トイレ	1	1.66m ²		
その他		23.89m ²		
2階合計		75.52m ²		

(4) 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	指定基準
		常勤		非常勤			
世話人	5名	名		5名		1.6名	
生活支援員	2名	1名	兼務	1名	兼務	1名	
サービス管理責任者	1名	1名	兼務	名		(1名)	
管理者	1名	1名	兼務	名		1名	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務時間
世話人	18:00～翌9:30

生活支援員	① 9:00～18:00 ② 15:30～18:00
サービス管理責任者	9:00～18:00

5. サービスの概要

(1) 障害者総合支援法に基づく訓練等給付から給付されるサービス

障害者総合支援法に基づく訓練等給付(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(ふぁみーゆ利用契約書)」第4条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。
	入居者の状況に応じ、介護します。
	＜食事時間＞ 朝食（ 7時30分 ） 昼食（ 12時 ） 夕食（ 18時30分 ）
洗 濯	入居者が常に衛生的で清潔感のある衣類を身につけていただけるよう支援を行います。
排 泄	入居者の状況に応じて、適切な排泄支援を行います。
着脱衣	季節や気候、入居者の状況や希望に応じた支援を行います。
整 容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援をします。
清 掃	入居者が快適な生活を送れるよう、ホーム内の環境を清潔に保つことに努めます。居室以外の場所については、職員が行うことを原則とします。また、居室についても状況に応じて支援を行います。
整理整頓	入居者本人の私物に関しては、入居者自身で行っていただきます。但し、個々人の状況に応じて必要な支援を行う場合は、事前に入居者の了解を得てから職員が一緒に行うことを原則とします。
移 動	利用者の心身状況に応じて適切な移動支援をします。
安全管理	入居者の生活が安全で、安心感のあるものとするため、必要な改善・修繕等の措置を講ずる等、ハード面における安全確保の他、ホームにおける入居者の安全面についてトータルな対応を行い、安全確保に努めます。

② 日中活動にかかわる支援

種 類	内 容
-----	-----

日中活動支援	日中活動先との情報共有等連携を密にし、支援に努めます。
社会活動支援	入居者の状態に応じて、権利行使に関わる活動を支援します。

③社会生活にかかわる支援

種 類	内 容
コミュニケーション	入居者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達することができるよう支援します。
金銭管理	基本的には入居者自身で行っていただきますが、必要に応じた支援を行います。
情報提供	社会参加を図る一環として、個々に必要な情報を入居者へ提供します。
人間関係	円滑な人間関係を築くための社会性を身につけることができるよう、支援します。
相談及び援助	入居者及びその身元引受人または法定代理人等からの相談を受け、必要な援助を行います。
社会資源	入居者の地域生活が継続できるよう、公民館活動や地域の活動に参加するなど、社会資源の活用を図ります。

④保健医療にかかわる支援

種 類	内 容
健康管理	協力医療機関 医療機関:朝山内科医院 氏 名: 朝山 徹 診察科目 内科
服薬管理	必要な入居者については、医師の処方にもとづき職員が入居者の服薬を管理します。
通院・治療	サービス時間内に発生した事故について、治療が必要な場合は受診します。また、家庭治療などの簡単なことは、ふぁみーゆで行います。

6. 苦情申立先

苦情解決体制	受付担当者:(サービス管理責任者) 重本 沙優吏
	責任者:(管理者) 藤本 豊久

	第三者委員:松本 暁男 井上 昭三
姫路市障害福祉課	所在地: 姫路市安田4丁目1番地
	電話番号:079-221-2454
兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地:神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター4階
	電話番号:078-242-6868 FAX:078-271-1709

7. 非常災害時の対策

非常時の対応	なごみの里職員と対応致します。			
防災訓練	年2回の訓練を行います。			
防災設備	・消火器	あり	・非常灯	あり
	・ガス漏れ警報機	あり	・特定小規模自動火災報知設備	あり
	・スプリンクラー設備	あり		

8. ふぁみーゆを利用の際に留意していただく事項

ふぁみーゆを利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	ふぁみーゆの設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により、破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
喫 煙	建物内及び敷地内禁煙です。
貴重品の管理	入居者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、ふぁみーゆで負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
動物飼育	ふぁみーゆ内へのペットの持ち込みについては、ご遠慮ください。
衛生保持	ふぁみーゆ内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。
保護者会への参加	ふぁみーゆでは、不定期ですが保護者の集まりがあります。可能であれば保護者会に参加して下さい。
必要な措置	入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
その他	退所後は、速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。ふぁみーゆが残置物を処分する場合は実費をいただきます。

9. 利用料金

家賃	月額：30000円 (国及び市の家賃助成支給対象者は自己負担10000円)
食事	朝食：250円 昼食：450円 夕食：450円
光熱水費	月額：15000円
日用品費・雑費	月額：5000円

入居日あるいは退居日が月途中となる場合は、上記料金の変動があります。

食事サービスのキャンセルは、3日前までに連絡してください。取り消しの連絡がない場合は決められた食費をいただきます。

10. その他

① その他のサービス(実費)

種類	内 容
成人病検診	ご希望があれば、成人病検診や癌検診を支援します。
予防注射	集団生活上、インフルエンザ等の予防注射を毎年受けていただきます(実費)
その他	個人の嗜好に関する物品購入や、余暇活動などに伴い発生する実費は、別途必要となります。

11. 利用料及び支払方法

利用料金は姫路信用金庫からの引き落としです。姫路信用金庫に口座を開設してください。

12. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13. 損害賠償

(1) 当施設において、事業者の責任により契約者に生じた侵害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときには事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

② 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取確認に対して故意に告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保険の内容	社会福祉施設総合損害補償
賠償できる事項	・対人事故 ・対物事故 ・その他

令和 年 月 日 時 分

指定障害福祉サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名: 共同生活援助 ふあみーゆ

説明者： 職名 氏名 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者兼利用者

住 所: _____

氏 名: _____ (印)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービスの提供及び利用について同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行致します。

署名代行者

住 所: _____

氏 名: _____ (印)

契約者との関係 ()

事業者

所在地: 姫路市大津区吉美780番地

名称: 社会福祉法人 幸

代 表 者： 理事長 金治 ゆかり 印